

令和元年第2回定例会（6月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和元年6月10日
産業労働部

【補正予算関連】

デジタルイノベーション戦略室	県内ICT人材定着事業について…………… 1
	小規模事業者ICT活用促進事業について【新規】 … 2
地域産業振興課	小規模食品事業者パワーアップ事業 について【新規】 … 3
輸送機産業振興室	産学官共同電動化システム研究開発事業 について【新規】 … 4
資源エネルギー産業課	廃止石油坑井封鎖事業費補助金について …… 6
公営企業課	令和元年度秋田県電気事業会計の 補正予算について …… 7
	秋田工業用水道の指定管理運営費に係る 債務負担行為の設定について …… 8

県内 I C T 人材定着事業について
(I C T 人材確保・育成事業)

デジタルイノベーション戦略室

1 目 的

ますます必要性が高まっている I C T 人材や成長分野を支える担い手の確保に向け、東海・関西地区を対象とした A ターンフェアを名古屋市で実施する。

2 概 要

I C T 人材については、首都圏・東北に 1 名ずつ I C T 専門員を配置し、大学等で県内 I C T 企業の P R を行っているほか、A ターンフェアや就職マッチングセミナーなどにより、新卒・即戦力の両面からその確保に努めているが、人材獲得が一層厳しさを増していることから、名古屋市での A ターンフェアを 1 1 月に追加開催する。

なお、I C T 分野を中心に、自動車・航空機・医療等多様な分野の企業の参加により実施する。

3 予算額

		4, 6 2 1 千円
	財源内訳	〔 ④ 2, 0 0 0 千円 ⑤ 2, 6 2 1 千円〕
内 訳	〔・委託料（会場・運営費、広報費等） ・職員旅費等〕	4, 1 6 7 千円 4 5 4 千円

＜参 考＞ I C T 人材確保・育成事業について（当初予算措置分）

- | | |
|--|---------------|
| （１）「未来を創る I C T 強化事業」 | 1 5, 4 4 1 千円 |
| ・ I C T 専門員を首都圏 1 名、東北 1 名の計 2 名配置し、リクルート活動を行う。 | |
| （２）「県内 I C T 人材定着事業」 | 4, 3 3 9 千円 |
| ・ものづくりオープンカレッジ（秋田大学、秋田県立大学）への県内 I C T 企業
出展、A ターンフェア i n 名古屋（7 / 1 5）を開催する。 | |
| （３）「未来の I C T スペシャリスト育成事業」 | 1, 9 0 3 千円 |
| ・次代を担う I C T 人材を育成するため、I C T に関心のある高校生等を対象に
I C T の最先端分野に関する夏休み特別ゼミを実施する。 | |

小規模事業者 I C T 活用促進事業について【新規】
(中小企業・小規模事業者情報化促進事業)

デジタルイノベーション戦略室

1 目 的

県内企業の人手不足への対応や働き方改革に資するとともに、生産性や付加価値の向上を図るため、県内関係機関との連携により中小企業・小規模事業者の I C T の活用を促進する。

2 概 要

商工団体等が伴走型で行う小規模事業者等の I C T 導入に対して助成する。

- ・補 助 対 象 小規模事業者等（製造業、サービス業、卸売業・小売業等）
- ・補助対象経費 業務用ソフトウェア導入費、システム構築費等
- ・補 助 率 1／2（グループ導入は2／3）
- ・限 度 額 5 0 0 千円（グループ導入は全体で3, 0 0 0 千円）
- ・件 数 5 0 件

3 予算額

		2 6, 0 6 0 千円
内 訳	財源内訳	〔 ① 1 2, 9 0 3 千円
		② 1 3, 1 5 7 千円
		2 5, 0 0 0 千円
		1, 0 6 0 千円
	・補助金	
	・審査員報酬・旅費等	

小規模食品事業者パワーアップ事業について【新規】
（食品事業者基盤強化事業）

地域産業振興課

1 目 的

本県食品製造業の7割以上を占める小規模事業者は、東北の中でも製造品出荷額等や付加価値額が低い状況にあることから、生産性向上や販路拡大の取組を支援することにより、小規模食品製造事業者の競争力を強化する。

2 概 要

小規模食品製造事業者が行う生産性向上や販路拡大の取組に対して助成する。

- ・補 助 対 象 県内の食料品又は飲料製造を営む小規模事業者
- ・補助対象経費 生産性の向上に関する経費
(機械設備購入・改修経費、生産ラインのレイアウト変更経費等)
販路拡大に関する経費
(展示商談会出展経費、サンプル製作経費、海外販路開拓経費等)
- ・補 助 率 2 / 3
(既存の取組の拡大の場合は1 / 2)
- ・限 度 額 1,500千円
- ・件 数 8件

3 予算額

		12,113千円
内 訳	財源内訳	④ 6,000千円
		⊖ 6,113千円
		12,000千円
		113千円
	・補助金	
	・職員旅費等	

産学官共同電動化システム研究開発事業について【新規】

輸送機産業振興室

1 目 的

高効率モーターコイル等、本県固有の技術を起点とした小型化・軽量化を実現する新世代モーター及びその応用システムの研究開発を、秋田大学、秋田県立大学が地域企業及び川下企業とともに進め、電動化システムの産業集積と研究開発・人材育成の拠点形成を図る。

2 概 要

(1) 事業内容

県内製造業の高度化、競争力強化を図るため、航空機システムを始めとした電動化技術に係る研究開発・人材育成の拠点創生を支援し、それによる関連産業の集積を推進する。

- ①新世代モーターの研究開発
- ②新世代モーターのアプリケーションの研究開発
- ③新世代モーターのシステム設計及び周辺技術の研究開発
- ④電動化システムの研究開発成果を人材育成や地域雇用につなげる取組

(2) 補助事業

- ・補 助 対 象 秋田大学（共同研究：秋田県立大学、秋田試作事業組合ほか）
- ・補助対象経費 事業計画に基づく事業に要する経費
令和元年度事業費 130,570千円
（交付対象事業費（交付期間5年） 1,770,361千円）
- ・補 助 率 10／10（国2／3・県1／3、国1／2・県1／2）

3 予算額

		131,381千円
内 訳	財源内訳	〔 国 77,254千円 〕
		〔 県 54,127千円 〕
	・ 補助金	130,570千円
	・ 職員旅費等	811千円

《 参考 1 》 地方大学・地域産業創生交付金の概要

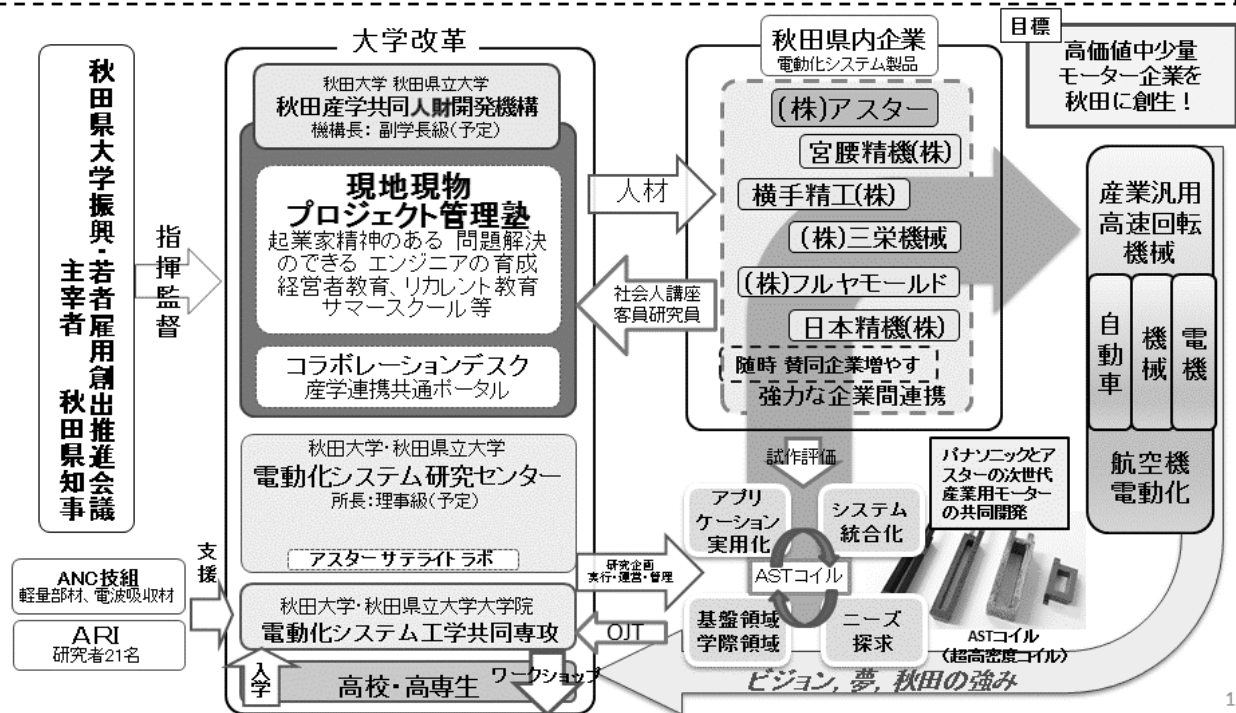
地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じた生産性の向上、中核的産業の振興、専門人材の育成等を進める優れた取組を支援。

- ・ 国費の交付上限額：1プロジェクト当たり上限目安7億円／年（原則5年）
- ・ 交付金の交付率：事業の要件（先駆性など）により1／2、2／3、3／4
- ・ 地方負担分は地方財政措置（特別交付税措置50%）

《 参考 2 》 申請計画の概要（平成31年3月29日申請済み）

1 計画の名称 「小型軽量電動化システムの研究開発による産業創生」

- ・ 日本一厳しい社会課題（少子高齢化・人口流出）を抱える秋田県に、若者に夢を与え引き付ける将来産業と、それによる創造的・高度人材が活躍する場を創出する。
- ・ モーターの試作組合やARI（研究者連合）の強みを生かし、秋田に新世代モーター企業を創出する。



2 事業計画期間 令和元年（交付決定の日）～令和11年3月31日（10年間） （交付金による支援は、令和6年3月31日までの5年間）

3 計画に対する評価

国による現地評価及び面接評価が行われることとなっており、結果は、8月上中旬頃に公表される見込み。

資源エネルギー産業課

にかほ市が実施する廃止坑井からの漏油等を封鎖する工事に要する経費に対し補助を行うことにより、鉱害の防止を図る。

石油鉱山廃止時から長期間が経過し、鉱害防止対策を行う義務を有する鉱業権者が存在しない廃止坑井について、封鎖措置等を行う市町村に対し補助を行う。

- ・補 助 対 象 にかほ市
- ・工 事 場 所 秋田第三院内鉱山（桂坂）
- ・補助対象経費 廃坑浚渫工事、プラグ設置工事、坑口復旧工事等
- ・補 助 率 国：3／4以内 県：1／8以内
（市町村負担：1／8）

1,367千円

内 訳

・補助金	1,333千円
・職員旅費等	34千円

※封鎖工事費総額 10,666千円
(国7,999千円、県1,333千円、市1,334千円)

- ・事業内容 漏油石油鉱山の封鎖工事に係る事前調査業務
及び仮設道路設置工事
- ・県補助金額 5,774千円（事業費総額：46,194千円）

令和元年度 秋田県電気事業会計の補正予算について

公営企業課

1 目 的

(1) 収入について、電力料金単価の改定により、営業収益を332,435千円増額する。

○電力料金単価

7.51円/kWh → 8.24円/kWh (0.73円/kWh)

〔令和元年度に見込まれる修繕費や減価償却費の増などにより原価が増加し、料金単価が上がった。〕

(2) 支出について、電力料収入の変更に伴う納付消費税の増分として営業外費用を27,304千円増額する。

2 補正予定額

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	補正予定額	説 明
1 事業収益			332,435	(うち、仮受消費税 27,304千円)
	1 営業収益		332,435	
		1 電力料	332,435	電力料金単価、販売電力量の改定による

支 出 (単位：千円)

款	項	目	補正予定額	説 明
1 事業費			27,304	
	4 営業外費用		27,304	
		2 消費税及び地方消費税	27,304	電力料収入の変更に伴う納付消費税の増による

3 収 支 差

(単位：千円)

補 正 前	補正予定額	補 正 後
602,833	305,131	907,964

秋田工業用水道の指定管理運営費に係る債務負担行為の設定について

公営企業課

1 目 的

今年度末で指定管理期間が終了する秋田工業用水道について、令和2年度から令和6年度までの指定管理者の選定を行うため、管理運営費について債務負担行為の限度額を設定する。

2 概 要

(1) 債務負担行為を設定する施設及び期間

- ・施設名称 秋田工業用水道
- ・指定管理期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

(2) 指定管理者に行わせる業務

- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・工業用水の供給に関する業務
- ・上記に掲げるもののほか、工業用水道の管理に関し知事が必要と認める業務

(3) 指定管理者の選定方法

指定管理者を公募し、産業労働部指定管理者（候補者）選定委員会で候補者を選定したうえで、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

(4) 指定管理者の指定に係るスケジュール（予定）

令和元年	6月	6月議会で債務負担行為の設定
	7月	指定管理者（候補者）の公募
	10月	指定管理者（候補者）選定委員会の開催
	12月	12月議会で指定管理者の指定
令和2年	2月	2月議会で予算案（令和2年度管理運営費）を提出、審査
	～3月	指定管理者と協定締結
	4月～	指定管理の実施

3 債務負担行為限度額

628,585千円

（委託料）

※単年度 125,717千円